

インフルエンザ予防接種説明書

(接種者への説明書)



インフルエンザQ&A↑
(厚生労働省ホームページ)

インフルエンザの予防接種は、接種によって得た免疫がインフルエンザの重症化の防止に大きな役割を果たしています。この予防接種は義務ではなく、予防接種の有効性、安全性及び副反応を十分に理解した上で、自らの意思と責任により、接種していただくという方法になっています。接種を希望する人は、以下のことをよく読んで本人の判断により接種をしてください。

1. インフルエンザとは

インフルエンザは、インフルエンザウイルスに感染することによって起こります。インフルエンザにかかった人が咳やくしゃみなどをするにより、ウイルスが空气中に広がり、それを吸い込むことによって感染します。

インフルエンザの流行は、通常、初冬から春先にみられますが、時には春期、夏期にもみられます。

典型的なインフルエンザの症状は、突然の高熱、頭痛、関節痛、筋肉痛などで、のどの痛み、咳、鼻水なども見られます。普通のかぜに比べて全身症状が強いのが特徴です。気管支炎や肺炎などを合併し、重症化することが多いのもインフルエンザの特徴です。

2. インフルエンザ予防接種の有効性について

インフルエンザ予防接種を受けてもインフルエンザに罹患することがあります。肺炎などの重症化防止に有効であることが確認されています。

予防接種を受けてからインフルエンザに対する抵抗力がつくまでに約2週間程度かかり、その効果が十分に持続する期間は約5ヶ月間とされています。毎年インフルエンザが流行する前の12月中旬までに接種を受けておく必要があります。

3. 接種対象者

①65歳以上の人（接種日に浜田市に住民票のある人）

※実施期間内に65歳の誕生日を迎えられる人は、誕生日が過ぎてから受けてください。65歳の誕生日の前日より前に接種される場合、任意予防接種となり、高齢者インフルエンザ予防接種の対象外となります。

②60歳以上65歳未満の人（接種日に浜田市に住民票のある人）で、

心臓、じん臓、呼吸器、免疫機能障害があつて、身体障害者手帳1級相当の人

※ただし、予防接種を受けることの義務はなく、本人が接種を希望する場合のみに予防接種を行います。また、接種を受ける本人が、麻痺などがあつて同意書に署名ができない場合や、認知症などがあつて正確な意思の確認が難しい場合などには、家族やかかりつけ医によって、特に慎重に本人の接種に対する明示の同意の確認をすることが重要です。（最終的に確認ができなかった場合には、予防接種法に基づく接種はできません。）

4. 接種回数

1 回

※2回目以降の接種については、全額自己負担となります。

5. 接種料金

1, 500円

※生活保護受給者は無料です。

6. 接種量及び接種方法

0. 5mlを皮下に注射

7. 予防接種を受ける前に

(1) 一般的注意

インフルエンザの必要性や副反応について「インフルエンザ予防接種説明書」をよく読んで理解しましょう。

気にかかることや分からないことがあれば、予防接種を受ける前に担当の医師や看護師、市担当課に質問しましょう。十分に納得できない場合には、接種を受けないでください。また、予診票は接種をする医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。基本的には、接種を受ける本人が責任を持って記入し、正しい情報を接種する医師に伝えてください。

(2) 予防接種を受けることができない人

- ①体温が37. 5℃以上で明らかに発熱のある人
- ②重篤な急性疾患にかかっている人
- ③予防接種に含まれる成分によって、アナフィラキシーショックを起こしたことが明らかな人

「アナフィラキシーショック」というのは通常接種後約30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。冷汗、顔が急に腫れる、じんましん、吐き気、嘔吐（おうと）、息が苦しいなどの症状に続き、血圧が下がっていく激しい全身症状です。

- ④前にインフルエンザの予防接種を受けたとき、接種後2日以内に発熱、発疹（ほっしん）、じんましんなどアレルギーを思わせる症状が見られた人
- ⑤その他、①～④に該当しなくても医師が接種不適当者と判断したときは接種できません。

(3) 予防接種を受ける際に、担当医師とよく相談をしなくてはならない人

- ①心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気、発育障害等の基礎疾患を有する人
- ②過去にけいれんを起こしたことがある人
- ③過去に免疫不全の診断がなされている人及び近親者に免疫不全症の人がおられる人
- ④間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器の病気を有する人
- ⑤本ワクチンの成分で皮膚の発しんや体に異常をきたすなどのアレルギー反応を起こすおそれのある人

8. 予防接種を受けた後の一般的注意事項

- ①予防接種を受けた後約30分間は、急な副反応が起こることがあります。医師

（医療機関）とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。

②インフルエンザワクチンの副反応の多くは24時間以内に出現しますので、特にこの間は健康状態に注意しましょう。

③入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすることは避け、清潔を保ちましょう。

④接種当日はいつも通りの生活をしてかまいませんが、激しい運動は避けましょう。

9. インフルエンザ予防接種後の副反応

予防接種の後、まれに副反応がおこることがあります。また、予防接種と同時に、ほかの病気がたまたま重なって現れることがあります。

局部症状として、予防接種の注射の跡が、赤みを帯びたり、腫れたり、痛んだりすることがありますが、通常2～3日のうちに治ります。また、全身症状として、熱が出たり、寒気がしたり、頭痛、全身のだるさなどがみられることもありますが、通常2～3日のうちに治ります。また、過敏症状として、接種後数日から2週間以内に発しん、じんましん、紅斑、かゆみ等が現れることがあります。

非常にまれですが、重大な副反応としてショックやじんましん、呼吸困難などがあらわれることがあり、そのほとんどは接種後30分以内に生じます。その他、けいれん、急性散在性脳脊髄炎、肝機能障害、黄疸、喘息発作が現れる等の報告があります。

10. 副反応が起こった場合

予防接種を受けた後、接種した部位が痛みや熱をもってひどくはれたり、全身のじんましん、繰り返す嘔吐、顔色の悪さ、低血圧、高熱などが現れたら、医師（医療機関）の診察を受けてください。

医師がインフルエンザの予防接種後の副反応を診断した場合に、医師は直接独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）へ報告します。また、必要に応じて、被接種者から報告書を提出する場合があります。

また、インフルエンザワクチン予防接種を受けた人が、インフルエンザワクチン予防接種によって重篤な副反応が発生した場合は、医療費及び医療手当等、予防接種法の定期予防接種に準じた一定の給付を行う救済制度（予防接種健康被害救済制度）があります。

予防接種健康被害救済制度⇒
（厚生労働省ホームページ）



《お問い合わせ先》

浜田市役所	健康医療保険課	健康づくり係	Tel 25-9311（直通）
金城支所	市民福祉課	健康福祉係	Tel 42-1235
旭支所	市民福祉課	健康福祉係	Tel 45-1435
弥栄支所	市民福祉課	健康福祉係	Tel 48-2656
三隅支所	市民福祉課	健康福祉係	Tel 32-2806